

令和8年8月 21 日

各 位

延岡商工会議所
会頭 森 龍彦

「令和8年熊本地震」災害支援金へのご協力について

平素より、当所事業活動に際し、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、このたびの「令和8年熊本地震」により、犠牲になられた方々のご遺族の皆様に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震では、熊本県内の被災地のみならず、交通インフラの寸断等により、九州全体に広域的な影響が生じております。

当所といたしましては、九州商工会議所連合会と連携し、被災地の一日も早い復旧・復興を支援するため、災害支援金の募集をしてまいりたいと存じます。

つきましては、会員の皆様におかれましては、出費多端の折、誠に恐縮ではございますが、本支援金の趣旨にご理解とご賛同を賜り、下記のとおりご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 支援金募集

1次メ切：令和8年9月10日（木）

2. 支援金額

1口 1万円（※ご希望の口数にてお願いいたします）

3. 振込先

延岡信用金庫 本店 普通預金

口座番号 No.1244361

口座名義 延岡商工会議所熊本地震災害支援金

かいとう もり たつひこ
会頭 森 龍彦

「令和8年熊本地震」災害支援金について

1. 支援金額

1口 1万円とし、希望口数にてお願いいたします。

2. 振込方法

支援金につきましては、当所の指定口座へお振込みくださいますようお願いいたします。

※延岡信用金庫の窓口をご利用の場合は、振込手数料が免除されます。

3. 支援金の寄贈先および活用目的

当所にて本支援金を取りまとめ、九州商工会議所連合会へ送金いたします。その後、九州商工会議所連合会から、被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会へ寄贈され、主に以下の目的に活用される予定です。

- (1) 被災事業者の事業再開
- (2) 被災商工会議所の再建
- (3) 観光回復等に係る事業

4. 税法上の取り扱い

本支援金は、寄付金税制上「一般寄付金」の取り扱いとなります。

<法人の場合>

一般寄付金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。

【損金算入限度額の計算式】

$(A \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$

A: 期末資本金等の額等 = 期末資本金の額 + 資本準備金の額

B: 所得金額 = 法人税申告書別表四 仮計の金額 + 支出寄付金の額 (注)

(注) 所得金額は、支出した寄付金の額を損金に算入しないものとして計算する。

<個人の場合>

所得控除されません (認められません)

5. 領収書の交付について

支援金を当所指定口座に送金いただく際は、お手元に残る振込金受取書 (受領書) をもって、領収書にかえさせていただきます。

以上